

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、下記のとおり監査の結果を公表します。

平成31年2月12日

香美市監査委員 岡本 明弘
香美市監査委員 岩崎 昭雄
香美市監査委員 小松 紀夫

記

1 監査の対象

- ア 福祉事務所・健康介護支援課
- イ 香美市社会福祉協議会（所管課：福祉事務所・健康介護支援課）

2 監査の実施日

平成31年2月7日、8日、12日

3 監査の方法

- ア 監査にあたっては、監査対象課の契約事務を中心に関係法令及び予算に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類を照合検査するとともに、関係職員等からの説明を受けた。
- イ 監査にあたっては、補助金交付要綱などに従い適切かつ効果的に執行されているかどうかについて関係書類を照合検査するとともに、関係職員等からの説明を受けた。

4 監査結果

一部で改善又は注意を要する事項が見受けられたが、概ね良好に処理されているものと認める。

今後は、指摘事項等に留意したうえで事務執行にあたること。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づきその旨を通知されたい。

改善等を要する事項

委託契約で、受注者側から提出されるべき書類がないものがあつた。今後は、委託契約書の内容を遵守されたい。（健康介護支援課・福祉事務所）

以上